

令和2年 第13回

八千代市選挙管理委員会会議録

開催日：令和2年12月1日（火）

午前9時00分から

場 所：八千代市役所新館6階第4会議室

八千代市選挙管理委員会

令和2年 第13回 八千代市選挙管理委員会会議録

1 開会時刻	午前9時00分	
2 開催場所	八千代市役所新館6階第4会議室	
3 出席委員	委員長 周郷文雄	委員長職務代理者 廣川実
	委員 江野澤眞利子	委員 木村恵子
4 出席書記	局長 江波戸勝	次長 小杉直子
	副主幹 笠川浩伸	
5 会議の議案	第1号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて 第2号 選挙人名簿から抹消することについて 第3号 直接請求に必要な選挙人の数について 第4号 在外選挙人名簿から抹消することについて 第5号 八千代市選挙管理委員会表彰規程取扱要領の一部を改正する要領の制定について	
6 閉会時刻	午前10時20分	
7 公開又は非公開	公開	
8 傍聴人数	0名	

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>定刻となりましたので、始めさせていただきます。 ただいまの出席委員は全員であります。 定足数に達しておりますので、本日招集されました令和2年第13回八千代市選挙管理委員会は成立しました。 これより会議を開きます。 議案の審議に先立ち会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、八千代市選挙管理委員会規程第10条第2項の規定により、廣川委員を指名します。</p> <p>議案第1号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第1号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、選挙人名簿に登録する者を次のとおり定める。 令和2年12月1日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第22条第1項の規定により、定時登録では、登録月の1日現在により選挙人名簿に登録される資格を有する者を、同日に登録しなければならないとされております。 つきましては、令和2年12月1日現在により選挙人名簿に登録される資格を有する者を、本日付けで登録するものです。 なお、今回の登録要件は、「選挙人名簿登録者数」の表の新規登録者数欄に記載のとおり、年齢要件は平成14年9月3日から平成14年12月2日までに生まれた者、住所要件は令和2年6月2日から令和2年9月1日までに転入の届出をした者で、いずれも引き続き3か月以上、本市の住民基本台帳に登録された者であり、新規年齢到達者521人、転入者1,933人、 合計2,454人となります。</p> <p>これから、新規登録者の名簿をご覧いただきますので、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第1号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第1号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>

発言者	発 言 要 旨
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。  よって、本案は原案のとおり可決されました。  次に、議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。  事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、選挙人名簿から抹消する者を次のとおり定める。  令和2年12月1日提出  八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄  以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第28条の規定により、今回の抹消者は「選挙人名簿登録者数」の表に記載のとおり、同条第1号事由である死亡による抹消者数が411人、同条第2号事由である転出後4か月経過による抹消者数が1,236人であり、適時に抹消しております同条第3号事由である在外選挙人名簿への登録移転による抹消者数1人を含めた合計の人数は1,648人となります。  これから、抹消者の名簿をご覧いただきますので、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第2号について質疑を行います。  質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。  これより、議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」採決いたします。  本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。  よって、本案は原案のとおり可決されました。  次に、議案第3号「直接請求に必要な選挙人の数について」を議題といたします。  事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第3号「直接請求に必要な選挙人の数について」地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項（条例の制定及び改廃の請求）及び第75条第1項（監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項（合併</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>協議会設置の請求)及び第5条第1項(同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求)の規定による選挙権を有する者の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項(議会の解散の請求),第80条第1項(議員の解職の請求),第81条第1項(長の解職の請求)及び第86条第1項(副市長,選挙管理委員又は監査委員の解職の請求)並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項(教育委員会の教育長又は委員の解職の請求)の規定による選挙権を有する者の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項(合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求)及び第5条第15項(同一請求に基づく合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求)の規定による選挙権を有する者の6分の1の数は,それぞれ次のとおりである。</p> <p>令和2年12月1日提出 八千代市選挙管理委員会委員長 周郷文雄 以下,内容についてご説明いたします。</p> <p>1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数 3,298人</p> <p>2 地方自治法第76条第1項,第80条第1項,第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の3分の1の数 54,954人</p> <p>3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の6分の1の数 27,477人</p> <p>本議案は,今回の「選挙人名簿登録者数」に基づき,各法律で定められております直接請求に必要な選挙人の数を定めるものであり,告示をすることになります。</p> <p>なお,「選挙人名簿登録者数」164,861人をそれぞれ等分して少数点以下が生じた場合は,切り上げることとなっております。</p> <p>以上,ご審議の程,お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより,議案第3号について質疑を行います。 質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	質疑なしと認めます。 これより,議案第3号「直接請求に必要な選挙人の数について」採決いたします。

発言者	発 言 要 旨
	本案は，原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。  よって，本案は原案のとおり可決されました。  次に，議案第4号「在外選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。  事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第4号「在外選挙人名簿から抹消することについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号の規定により，在外選挙人名簿から抹消する者を次のとおり定める。  令和2年12月1日提出  八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄  以下，内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の11第2号の規定により，在外選挙人名簿に登録されている者が，国内の市町村において住民票が新たに作成された日後，4か月を経過するに至ったときは，抹消しなければならないとされております。  つきましては，議案の1名の方を在外選挙人名簿から抹消するものであります。  なお，令和2年第12回八千代市選挙管理委員会での在外選挙人名簿登録者数から，この抹消する者1名を除いた登録者数は，男83名，女83名，計166名となります。  以上，ご審議の程，お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより，議案第4号について質疑を行います。 質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。  これより，議案第4号「在外選挙人名簿から抹消することについて」採決いたします。  本案は，原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。  よって，本案は原案のとおり可決されました。  次に，議案第5号「八千代市選挙管理委員会表彰規程取扱要領の一部を改正する要領の制定について」を議題といたします。  事務局より説明願います。</p>
局 長	議案第5号「八千代市選挙管理委員会表彰規程取扱要領の一部を

発言者	発 言 要 旨
	<p>改正する要領の制定について」八千代市選挙管理委員会表彰規程取扱要領の一部を改正する要領を次のように制定する。</p> <p>令和2年12月1日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>お手元に配布しております，議案第5号参考資料の新旧対照表を併せてご覧ください。</p> <p>八千代市選挙管理委員会表彰規程取扱要領については，選挙に関して顕著な成績をあげ，他の模範となる団体又は個人を表彰するため，令和2年3月24日に制定し，同年4月1日から施行しているものです。</p> <p>市選挙管理委員会といたしましては，若年層の政治離れや投票率の低さが顕著であることから，八千代市教育委員会や学校等と連携を図り，選挙出前講座や明るい選挙啓発ポスター・標語作品の募集等の選挙啓発活動に取り組んでいるところです。</p> <p>本案件につきましては，このような学校等を表彰することにより，選挙への意識をより高揚させるとともに，市選挙管理委員会が行う選挙啓発活動等に積極的に協力していただけるよう，要領の一部を改正するものであり，また併せて，用語の統一性を図るため，所用の改正を行うものでございます。</p> <p>改正内容といたしましては，第2条第2号イ中「市の選挙啓発活動等において，場所の提供等の協力を5年以上行った」を「八千代市選挙管理委員会が主催，又は協力する選挙啓発活動へ5年以上参加若しくは協力した」に改め，また，用語の統一性を図るため，第6条中「委員会」を「八千代市選挙管理委員会」に改めるものです。</p> <p>附則第1項は，施行日を令和3年1月1日としております。</p> <p>附則第2項は，「経過措置」を定めており，原則，期間の起算は施行日の令和3年1月1日からとなりますが，施行日以降も活動等を行うものについては，施行日前の活動等の期間も通算することができますとしております。</p> <p>以上，ご審議の程，お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより，議案第5号について質疑を行います。質疑ございませんか。
廣川委員	5年以上の期間とは，通算によるものか。
局 長	そのとおりです。
周郷委員長	他に質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	質疑なしと認めます。

発言者	発 言 要 旨
	これより、議案第5号「八千代市選挙管理委員会表彰規程取扱要領の一部を改正する要領の制定について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 以上で、本日会議に付議された案件の審議はすべて終了いたします。 この他、皆さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。
周郷委員長	事務局から連絡事項等ありましたらお願いいたします。
局 長	《事務局から》 ・令和2年第4回定例会の議案等について ・八千代市明るい選挙啓発ポスター・標語作品展の開催について ・令和2年度定期監査について ・今後の会議日程について
周郷委員長	これをもちまして、令和2年第13回八千代市選挙管理委員会を閉会いたします。